



# 山形県公報

平成31年4月1日(月)

号外(12)

## 目次

### 企業局関係 規程

- 山形県企業局組織規程の一部を改正する規程…………… 1
- 山形県企業局事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する規程……………同
- 山形県企業局就業規程の一部を改正する規程…………… 2
- 山形県企業局安全衛生管理規程の一部を改正する規程…………… 3

## 企業局関係

### 規程

#### 山形県企業管理規程第2号

山形県企業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成31年4月1日

山形県企業管理者 高橋 広樹

#### 山形県企業局組織規程の一部を改正する規程

山形県企業局組織規程(昭和40年6月県企業管理規程第8号)の一部を次のように改正する。

第16条第3号中「に限る」を「及び酒田水道事務所に限る」に改める。

第17条の表中「山形県企業局酒田水道事務所」の項中「施設管理担当」を「施設管理担当、風力発電所建設担当」に改める。

第18条第2号ニ中「に限る」を「及び酒田水道事務所に限る」に改める。

#### 附則

この規程は、公布の日から施行する。

#### 山形県企業管理規程第3号

山形県企業局事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成31年4月1日

山形県企業管理者 高橋 広樹

#### 山形県企業局事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する規程

山形県企業局事務代決及び専決事務に関する規程(昭和40年6月県企業管理規程第10号)の一部を次のように改正する。

別表第1財務の項中第18項を第19項とし、第13項から第17項までを1項ずつ繰り下げ、同表財務の項第12項第16

イ 工事に係る調査、設計及び測量	1件の予定金額が2,000万円超4,000万円以内のもの	1件の予定金額が2,000万円以内のもの	1件の予定金額が2,000万円以内のもの	1件の予定金額が4,000万円以内のもの	設計変更の結果これらの金額を超えることとなる場合を含む。
------------------	------------------------------	----------------------	----------------------	----------------------	------------------------------

号中

ロ 水質検査業務、水道施設管理業務及び天日乾燥床汚泥処分業務				○	
ハ 発電施設管理業務及びヘリコプター運行業務				○	
ニ その他の事務の委託に係るもの	1件の予定金額が1,000万円を超えるもの	1件の予定金額が1,000万円以内のもの	1件の予定金額が1,000万円以内のもの	1件の予定金額が1,000万円以内のもの	

を

イ 水質検査業務、水道施設管理業務、工業用水道施設管理業務及び天日乾燥床汚泥処分業務				○	
ロ 発電施設管理業務及びヘリコプター運行業務				○	
ハ その他の事務の委託に係るもの	1件の予定金額が1,000万円を超えるもの	1件の予定金額が1,000万円以内のもの	1件の予定金額が1,000万円以内のもの	1件の予定金額が1,000万円以内のもの	

に改め、同項

を同表財務の項第13項とし、同表財務の項第11項の次に次の1項を加える。

12 委託費（工事に係る調査、設計及び測量に係るものに限る。）に関すること。	1件の予定金額が2,000万円超4,000万円以内のもの	1件の予定金額が2,000万円以内のもの	1件の予定金額が2,000万円以内のもの	1件の予定金額が4,000万円以内のもの	設計変更の結果これらの金額を超えることとなる場合を含む。
--	------------------------------	----------------------	----------------------	----------------------	------------------------------

**附 則**

この規程は、公布の日から施行する。

**山形県企業管理規程第4号**

山形県企業局就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成31年4月1日

山形県企業管理者 高 橋 広 樹

**山形県企業局就業規程の一部を改正する規程**

山形県企業局就業規程（昭和43年4月県企業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第40条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 第1項の規定による年次有給休暇（同項の規定により付与される日数が10日以上である職員に係るものに限る。）の日数のうち5日については、同項の規定により年次有給休暇を付与された日から1年以内の期間に、職

員ごとにその時季を定めることにより与える。ただし、職員が前項の規定により第1項の規定による年次有給休暇を取得した場合には、当該取得した年次有給休暇の日数（当該日数が5日を超える場合には、5日とする。）分を5日から控除するものとする。

第40条の4の見出し中「日数」を「日数等」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定による年次有給休暇（同項の規定により付与される日数が10日以上である職員に係るものに限る。）の日数のうち5日については、第40条第3項の規定の例により与える。

#### 附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 山形県企業局就業規程第40条第1項又は第40条の4の規定により年次有給休暇を付与される日が、この規程の施行の日以外の日である職員については、当該施行の日後の最初の当該年次有給休暇を付与される日の前日までの間は、改正後の第40条第3項及び第40条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

### 山形県企業管理規程第5号

山形県企業局安全衛生管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成31年4月1日

山形県企業管理者 高 橋 広 樹

#### 山形県企業局安全衛生管理規程の一部を改正する規程

山形県企業局安全衛生管理規程（昭和50年3月県企業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第12条に次の1項を加える。

- 2 企業管理者は、産業医が辞任したとき又は産業医を解任したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、安全衛生委員会に報告しなければならない。

第13条第2項中「ついて」を「ついて、職員の健康を確保するため必要があると認めるときは」に、「に対して勧告し、又は所属長若しくは衛生管理者を指導し、若しくは助言する」を「又は所属長に対して勧告をする」に改め、同条中第3項を第8項とし、第2項の次に次の5項を加える。

- 3 産業医は、前項の勧告をしようとするときは、あらかじめ当該勧告の内容について、企業管理者又は所属長に対して意見を求めるものとする。
- 4 産業医は、第1項各号に掲げる事項について、企業管理者又は所属長に対し、意見を述べることができる。
- 5 産業医は、第1項各号に掲げる事項について、衛生管理者に対して指導し、又は助言することができる。
- 6 産業医は、第1項各号に掲げる事項を実施するために必要な情報を職員から収集するとともに、職員の健康を確保するため緊急の必要がある場合において、職員に対して必要な措置をとるべきことを企業管理者又は所属長に指示することができる。
- 7 産業医は、安全衛生委員会に対して職員の健康を確保する観点から必要な調査審議を求めることができる。

第13条の次に次の1条を加える。

（産業医に対する情報の提供）

第13条の2 企業管理者は、産業医に対し、職員の業務に関する情報であつて産業医が職員の健康管理等を適切に行うために必要と認めるものを提供しなければならない。

第41条の2第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 安全衛生管理責任者は、前項の面接指導等を実施するため、職員の労働時間の状況を把握しなければならない。

第41条の3の次に次の1条を加える。

（心身の状態に関する情報の取扱い）

第41条の4 企業管理者は、職員の心身の状態に関する情報を収集し、保管し、又は使用するに当たっては、職員の健康の確保に必要な範囲内で職員の心身の状態に関する情報を収集し、並びに当該収集の目的の範囲内でこれを保管し、及び使用しなければならない。ただし、本人の同意がある場合その他正当な事由がある場合は、この限りでない。

- 2 企業管理者は、職員の心身の状態に関する情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。
- 3 前項の措置の内容は、企業管理者が別に定める。

第42条の次に次の1条を加える。

（産業医の勧告への対応）

第42条の2 企業管理者又は所属長は、第13条第2項の勧告を受けたときは、当該勧告を尊重するとともに、次に掲げる事項について記録し、これを3年間保存しなければならない。

(1) 当該勧告の内容

(2) 当該勧告を踏まえて講じた措置の内容（措置を講じない場合にあつては、その旨及びその理由）

2 企業管理者又は所属長は、第13条第2項の勧告を受けたときは、次に掲げる事項について、遅滞なく、安全衛生委員会に報告しなければならない。

(1) 当該勧告の内容

(2) 当該勧告を踏まえて講じた措置の内容（措置を講じない場合にあつては、その旨及びその理由）

第43条の3第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 企業管理者又は所属長は、前項の規定により講じた措置又は講じようとする措置の内容に関する情報（措置を講じない場合にあつては、その旨及びその理由）について、事後措置状況報告書により産業医に報告しなければならない。ただし、指導区分が平常勤務（D）と決定された職員については、この限りでない。

#### 附 則

この規程は、公布の日から施行する。